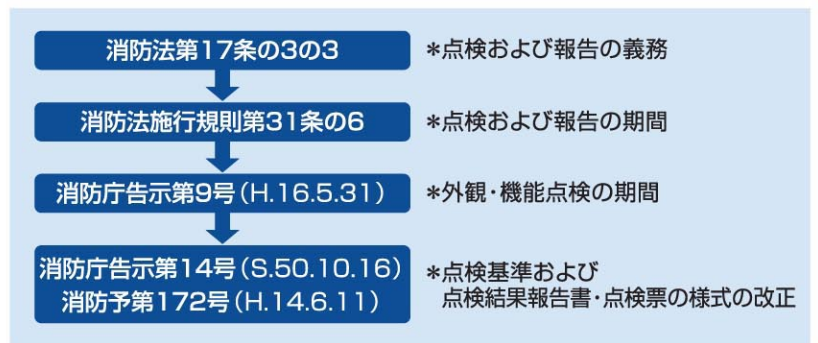


## 点検・報告について

### ■点検・報告に関する法令

消防法によって設置が義務づけられている消防用設備は、専門的な知識をもった消防設備士や点検資格者によって定期的に点検を行い、消防機関に報告する義務が定められています。  
(消防法第17条の3の3)



### ■報告義務

点検の結果は、「消防用設備等点検結果報告書」で消防用設備の種類ごとに点検票をつけて、期限までに所轄の消防署長に報告しなければなりません。

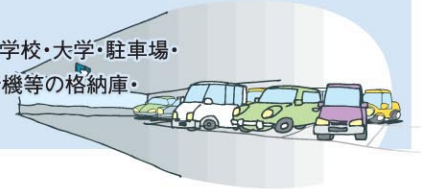
#### ●特定防火対象物(1年に1回報告)

百貨店・旅館・ホテル・病院・マーケット・飲食店・劇場・映画館・公会堂・集会場・遊技施設・老人福祉施設・児童福祉施設など



#### ●一般防火対象物(3年に1回報告)

事務所などのビル・共同住宅・小、中、高等学校・大学・駐車場・図書館・博物館・美術館・神社・工場・飛行機等の格納庫・倉庫など



### ■消防用設備等は定期的に点検し、消防署に報告しなければなりません。

- ①点検依頼
- ②点検の実施…点検票の作成
- ③整備依頼
- ④整備
- ⑤報告  
(消防用設備等点検結果報告書+点検票)
- ⑥報告の返却

